

# 証 拠 説 明 書

平成 2 5 ( 2 0 1 3 ) 年 4 月 1 6 日

福島地方検察庁

検事正 堀 徹 殿

告訴・告発人代理人

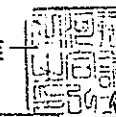
弁護士 河合 弘



弁護士 保田 行雄



弁護士 海渡 雄一



号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨	
甲 4 1	福島原子力事故の総括 および原子力安全改革 プラン	写 し	H25. 3.29	東京 電 力 株 式 会 社	<p>甲 4 0 号 証 ( 中 間 報 告 書 ) に 続 いて 出 さ れ た 最 終 報 告 書 で あ る。</p> <p>こ こ に お い て も、旧 原 子 力 経 営 者 ( す な わ ち、被 告 訴 人 ら ) の 責 任 ( 予 見 可 能 性 と 予 見 義 務、結 果 回 避 可 能 性 と 結 果 回 避 義 務 ) を 認 め、彼 ら を 無 理 に 擁 護 す る こ と を 止 め て い る。こ の 報 告 書 は い わ ば 東 京 電 力 と い う 法 人 と し て の 自 白 調 書 で あ る。あ と は 検 察 と し て、そ の 過 失 を 犯 し た 者 は 誰 か を 特 定 し、そ の 者 を</p>

					<p>取り調べればよいのである。捜査は容易になった。犯人が「自白」しているのに取り調べや強制捜査をしないで不起訴にするようなことは許されない。</p> <p>なお、注意しなければならないのは、本報告書は東京電力の原子力発電所の再稼働を主目的としている点である。したがって、その点は割り引いて読み、被告訴人らの責任を問うて問う部分のみ着目して読むべきものである。本報告書を詳細に検討し、その裏付けを捜査しないで本件処分を決定することは許されない。</p>
甲 4 2	福島原子力事故の総括 および原子力安全改革 プラン	写 し	H25. 3.29	東 京 電 力 株 式 会 社	上記概要。
甲 4 3	添付資料	写 し	H25. 3.29	東 京 電 力 株 式 会 社	上記添付資料。

以上